

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(Ⅲ-1-2))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>最低賃金引上げに向け中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図ること(施策目標Ⅲ-1-2) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標1:労働条件の確保・改善を図ること</p>		<p>担当 部局名</p>	<p>労働基準局賃金課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>賃金課長 篠崎 拓也</p>																	
<p>施策の概要</p>	<p>○ 経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)において、「特に我が国の雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むほか、最低賃金の引上げや同一労働・同一賃金制の施行の徹底と必要な制度見直しの検討等を通じて非正規雇用労働者の処遇改善を促し、我が国全体の賃金の底上げ等による家計所得の増大に取り組む」とされている。 ○ 生産性向上に資する設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)等を行い、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資等に要した費用の一部を助成している(業務改善助成金)。</p>																						
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>○最低賃金については、昨年度、過去最高となる全国加重平均31円の引上げを行ったところである。また、地域間格差については、昨年度は最高額(東京:1,072円)に対する最低額(沖縄など10県:853円)の比率は79.6%と8年連続改善している。(直近5年の最高額に対する最低額の比率の推移は、平成30年度:77.3%、令和元年度:78.0%、令和2年:78.2%、令和3年:78.8%、令和4年:79.6%) また、全国加重平均の直近5年の推移においても、平成30年度:874円(+26円)、令和元年度:901円(+27円)、令和2年度:902円(+1円)、令和3年度:930円(+28円)、令和4年度:961円(+31円)と引き上げられており、ここ数年は令和2年度を除き、3%程度の引上げ率となっている。 ○業務改善助成金については、令和4年9月1日に、「原材料費等の高騰の影響を受けている事業者」や「最低賃金が相対的に低い地域の事業者」に対し支援を拡充した。加えて、令和4年12月に、特に最低賃金引上げへの対応が困難と考えられる「事業場規模30人未満の事業者」に対する助成上限額の引上げなどの拡充を実施した。その結果、令和4年度の申請件数は、7,264件と過去最高となっている。(直近5年の業務改善助成金の申請件数については、平成30年度:995件、令和元年度:673件、令和2年度:805件、令和3年度:5,047件、令和4年度:7,264件)</p>																						
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<p>「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」では、「中小・小規模企業の賃上げには、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠」とされており、賃金の引上げに向けた生産性向上支援が重要政策となっている。こうした認識の下、最低賃金については、「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、「最低賃金の継続的引上げに向けた環境整備、適切な労働市場改革等を進める」や「最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う」とされており、ここ数年は令和2年度を除き、3%程度の引上げ率となっている。 [最低賃金の全国加重平均額の推移] (直近5年) 平成30年度:874円(+26円)、令和元年度:901円(+27円)、令和2年度:902円(+1円)、令和3年度:930円(+28円)、令和4年度:961円(+31円) このような中で、最低賃金引上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上支援などの賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む必要がある。</p>																					
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>			<p>達成目標の設定理由</p>																			
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>中小企業・小規模事業者の生産性向上のための支援策を実施する。</p>		<p>最低賃金の引上げを図るためには、最低賃金引上げの影響が大きい中小企業・小規模事業者の生産性を向上させる必要があるため。</p>																			
<p>達成目標1について</p>																							
<p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900件</td> <td>900件</td> <td>900件</td> <td>900件</td> <td>1,000件</td> </tr> <tr> <td>542件</td> <td>626件</td> <td>3,859件</td> <td>5,672件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	900件	900件	900件	900件	1,000件	542件	626件	3,859件	5,672件		<p>測定指標の選定理由</p>	<p>目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																			
900件	900件	900件	900件	1,000件																			
542件	626件	3,859件	5,672件																				
<p>○1 業務改善助成金の支給決定件数(アウトプット)</p>	<p>343件</p>	<p>平成27年度</p>	<p>900件</p>	<p>令和5年度</p>	<p>業務改善助成金の支給決定件数により、生産性向上に資する設備投資などを行い、事業場内最低賃金の引上げが図られた事業場の数を測ることができるため指標として選定した。</p>		<p>目標値は、過去の実績を踏まえつつ、令和5年度当初予算に係る員数内訳(1,000件)も踏まえ設定した。(参考)平成27年度実績:343件、平成28年度実績:433件</p>																

2	卸売業・小売業の業務改善助成金の支給決定件数（アウトプット）	90件	平成27年度	329件	令和5年度	318件 77件	306件 95件	306件 666件	329件 815件	345件	<p>・ 上記1の測定指標の内数として、最低賃金の影響を受ける労働者数（推計）の多い業種の業務改善助成金の支給決定件数を指標として設定した。</p>	<p>・ 業務改善助成金の要件（地域別最低賃金から30円以内の事業場）に合う産業別の事業場割合のデータがないことから、最低賃金の影響を受ける労働者数が多い業種において対象となる事業場が多いと考えられることを踏まえ、全体の支給決定件数の目標値に、当該労働者の産業別の構成比をかけることで業種別の目標値を設定した。</p> <p>・ データの制約から、最低賃金の影響を受ける労働者数は、令和元年度は企業規模30人未満、その他の年度は企業規模100人未満で集計しているが、業務改善助成金の対象事業場は、いずれの年も中小企業であることは要件とされており、それに加えて令和元年度は事業場規模30人以下、令和2年度は事業場規模100人以下となっており、両者の間に違いがあることに留意が必要。（平成30年度以前は事業場規模による制限なし）</p> <p>・ なお、最低賃金引上げの影響を受けた業種別の労働者数の推計方法については、下記の「参考指標5」参照。</p> <p>・ 最低賃金引上げの影響を受けた業種別の労働者数の最新データが令和元年度であることから、令和2年度及び令和3年度の業種別の目標値の算定にあたっては、令和元年度データを用いた。また、令和5年度の業種別の目標値の算定にあたっては、令和4年度データを用いた。</p>
	宿泊業・飲食サービス業の業務改善助成金の支給決定件数（アウトプット）	49件	平成27年度	162件	令和5年度	202件 69件	172件 125件	172件 840件	162件 1,302件	161件		
	サービス業（他に分類されないもの）の業務改善助成金の支給決定件数（アウトプット）	4件	平成27年度	59件	令和5年度	37件 15件	59件 19件	59件 147件	59件 209件	74件		
	製造業の業務改善助成金の支給決定件数（アウトプット）	54件	平成27年度	146件	令和5年度	149件 103件	155件 86件	155件 742件	146件 1,026件	148件		
	医療・福祉の業務改善助成金の支給決定件数（アウトプット）	44件	平成27年度	48件	令和5年度	42件 65件	60件 126件	60件 491件	48件 678件	67件		
	生活関連サービス業・娯楽業の業務改善助成金の支給決定件数（アウトプット）	25件	平成27年度	50件	令和5年度	51件 109件	53件 67件	53件 572件	50件 975件	59件		
3	業務改善助成金により賃金引上げが行われた労働者数（アウトカム）	39,607人	令和4年度	6,980人	令和5年度	- -	- -	- -	- 39,607人	6,980人	<p>業務改善助成金の支給を受けた事業場で賃金の引き上げがなされた労働者の人数が増加することで、社会全体の賃金の底上げにつながるものであることから、指標として選定した。</p> <p>目標値は、令和4年度の1件当たりの賃金引上げ人数（39,607人 ÷ 5,672件 = 6.98人）に令和5年度の業務改善助成金の目標支給件数1,000件を乗じ、6,980人とした。</p>	
<b>（参考指標）</b>						<b>令和元年度</b>	<b>令和2年度</b>	<b>令和3年度</b>	<b>令和4年度</b>	<b>令和5年度</b>	<b>選定理由</b>	
4	最低賃金特設サイト（最低賃金引き上げに向けた支援事業紹介ページ）閲覧数					5314pv	56万pv	11万pv	16.5万PV		<p>令和元年10月より最低賃金特設サイト内に最低賃金引き上げに向けた支援事業紹介ページを新設しているところ。本ページの閲覧数自体は、中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援策の実施状況を把握する直接的な指標とはならないが、業務改善助成金の周知状況を定量的に把握することができるため、参考指標として選定した。</p>	
5	最低賃金引上げの影響を受けた産業別の労働者数の構成比率（推計）										<p>出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（調査票情報を労働基準局にて独自集計）並びに総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査」及び「令和3年経済センサス活動調査」をもとに推計</p> <p>（注）</p> <p>1. 影響率とは、最低賃金額を改定した後に、賃金額が改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合。</p> <p>2. 影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。</p> <p>3. 最低賃金引上げの影響を受ける者は、影響率×雇用者数で機械的に計算。（雇用者数は、令和元年度～令和3年度は「平成28年経済センサス活動調査」、令和4年度は「令和3年経済センサス活動調査」による。）</p> <p>4. 令和元年度は企業規模30人未満、その他の年度は企業規模100人未満で集計。</p> <p>5. 使用できるデータの制約から、令和2年度は令和元年調査の影響率を用いている。その他の年度は当該年調査の影響率を使用している。</p>	
6	常用労働者の時間当たり所定内給与額の第1二十分位数（下位5%）					876円	891円	901円	917円		<p>低賃金労働者の賃金上昇は必ずしも、業務改善助成金のみによる訳ではないため、測定指標とすることには馴染まないが、業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性の向上させるとともに、事業場内最低賃金を引き上げることを支援するものであり、ひいては、低賃金労働者の賃金の底上げに資すると思われるため、常用労働者の時間当たり所定内給与額が全体の下位5%層の当該金額を参考指標として選定した。</p> <p>出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査 特別集計」</p>	
7	業務改善助成金の支給金額					3.0億円	6.6億円	28.9億円	45.8億円		<p>支給金額については、中小企業・小規模事業者に対する支援として重要な指標となりうるが、助成金による最低賃金引上げ支援の実績を直接評価する指標とは言えないため、参考指標として選定した。</p>	

達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業 (平成23年度)	3,501百万円	13,760百万円	10,750百万円	1	・業務改善助成事業 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模30人以下の事業場を対象に、生産性向上のための設備導入等により、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた事業者に対して、当該設備導入等の経費の一部を助成する。	2023-厚労-22-0450
		3,112百万円	5,133百万円				
施策の予算額(千円)		令和3年度		令和4年度	令和5年度	政策評価実施予定 時期	令和4年度
施策の執行額(千円)		3,500,515		13,759,907	10,750,070		
		3,111,773		5,133,473			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
		○政労使の意見交換(加藤厚生労働大臣発言)			令和5年3月15日	また、経済対策で拡充した業務改善助成金の利用促進等を通じ、最低賃金の引上げに引き続き取り組んでまいります。	
		○経済財政運営と改革の基本方針2023			令和5年6月16日	<p>第2章 新しい資本主義の加速</p> <p>1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成 (家計所得の増大と分厚い中間層の形成)</p> <p>今年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなった。この賃上げの流れの維持・拡大を図り、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むほか、最低賃金の引上げや同一労働・同一賃金制の施行の徹底と必要な制度見直しの検討等を通じて非正規雇用労働者の処遇改善を促し、我が国全体の賃金の底上げ等による家計所得の増大に取り組む。</p> <p>(中略)</p> <p>最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年是全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。今夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う。</p>	
		○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版			令和5年6月16日	<p>Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」</p> <p>(7) 多様性の尊重と格差の是正</p> <p>①最低賃金</p> <p>最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。</p> <p>また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。</p> <p>本年夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で、議論を行う。</p> <p>②中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等</p> <p>中小・小規模企業の賃上げには、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠であり、こうした取組を通じて、地域の人手不足に対応するとともに、国際的な人材獲得競争に勝てるようにする。</p>	